

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号  
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2021年3月26日

エア・ウォーター株式会社  
株式会社日本海水

2021年3月26日

## 株式交換に係る事後開示事項

大阪市中央区南船場2丁目12番8号  
エア・ウォーター株式会社  
代表取締役会長 豊田喜久夫

東京都千代田区神田駿河台4丁目2番5号  
株式会社日本海水  
代表取締役社長 西田直裕

エア・ウォーター株式会社（以下「エア・ウォーター」といいます。）と株式会社日本海水（以下「日本海水」といいます。）は、2021年2月10日付で両社の間で締結した株式交換契約書に基づき、2021年3月26日を効力発生日として、エア・ウォーターを株式交換完全親会社、日本海水を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める当社の事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2021年3月26日

#### 2. 株式交換完全子会社における事項（会社法施行規則第190条第2号）

##### （1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

##### （2）会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

日本海水は、会社法第785条第3項の規定により、2021年3月1日付で、日本海水の株主に対し、本株式交換を実施する旨並びに株式交換完全親会社であるエア・ウォーターの商号及び住所を通知しましたが、会社法第785条第1項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

なお、会社法第787条及び第789条の規定に基づく手続については、該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

（1）会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、エア・ウォーターにとって会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易株式交換に該当するため、該当事項はありません。

（2）会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

エア・ウォーターは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2021 年 3 月 5 日付で、エア・ウォーターの株主に対し、本株式交換を実施する旨並びに株式交換完全子会社である日本海水の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易株式交換に該当するため、エア・ウォーターに対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

なお、会社法第 799 条の規定に基づく手続については、該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、エア・ウォーターに移転した日本海水の株式の数は、4,468,585 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

（1）エア・ウォーターは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を通知したエア・ウォーターの株主はおりませんでした。

（2）日本海水は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2021 年 3 月 17 日の臨時株主総会決議（会社法第 319 条の規定に基づく書面決議）において、株式交換契約の承認を受けて本株式交換を行いました。

（3）エア・ウォーターは、2021 年 2 月 26 日に、エア・ウォーターの連結子会社であるタテホ化学工業株式会社が所有する日本海水の普通株式 1,002,525 株を取得いたしました。

（4）エア・ウォーターは、基準時（本株式交換によりエア・ウォーターが日本海水の発行済株式の全てを取得する時点の直前時）の日本海水の株主名簿に記載された株主（ただし、エア・ウォーターは除きます。）に対し、その所有する日本海水の普通株式 1 株につきエア・ウォーターの普通株式 0.63 株の割合をもって、エア・ウォーターが保有する自己の普通株式を割当交付いたしました。なお、エア・ウォーターが割当交付した普通株式の総数は 2,815,207 株（なお、会社法 234 条に規定される一株に満たない端数の合計を除きます。）

であります。

(5) 日本海水は、2021年2月10日付の取締役会決議に基づき、日本海水が基準時において有する自己株式1,064,950株の全てを消却しております。

(6) 本株式交換により増加するエア・ウォーターの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

(i) 増加する資本金の額 : 0円

(ii) 増加する資本準備金の額 : 会社計算規則第39条に従いエア・ウォーターが別途定める額

(iii) 増加する利益準備金の額 : 0円

以上